

## 住友生命保険相互会社による 「スミセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」 の更新に係るレビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、住友生命保険相互会社（住友生命）が2024年3月に策定した「スミセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）が更新されたことに伴い、レビューを実施しました。

### ＜要約＞

住友生命は2024年3月に「スミセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）を公表し、株式会社日本格付研究所（JCR）は本フレームワークに対して第三者意見書を提出した（23-D-1816）。今般、JCRは住友生命が本フレームワークの一部を更新したため、レビューを実施した。

本フレームワークの変更点は以下の3点である。

- 本フレームワークにおいて参照する環境省グリーンローンガイドライン、及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインについて、最新のもの（2024年版）に更新した（第三者意見書本編P.5-6参照）。
- サステナビリティ・リンク・ローンにおいて使用するKPI/SPTに係る条件を変更し、有意義性及び野心性が損なわれないことが確認できる場合に置いては、KPI1：GHG削減目標のSPTについてScope3のSPTの設定を必須としないこととし、Scope1+2に対するSPTの設定のみでも融資の実行を可能とすることとした。ただし、Scope1+2の排出が少なく、Scope1+2の排出削減に係るSPTについて野心性が認められない場合には、借入人の中核的事業に関連するサブKPI及びSPTを別途設定することとし、サブKPI及びSPTの設定に際しては、その有意義性及び野心性について第三者評価機関に確認することとした（第三者意見書本編P.31-32参照）。
- 2024年3月時点の本フレームワークにおいて今後定める予定としていた、トランジションローンにおいて使用するトランジション適格クライテリアが策定された（第三者意見書本編P.44参照）。

JCRは、更新された本フレームワークにおいても引き続き、住友生命の貸し出しスキーム・体制と、個別ファイナンスで同社が実施する適合性確認内容が、関連原則類で推奨されている評価の透明性及び客觀性が確保される形で整備されており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：住友生命保険相互会社  
「スミセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」

2024年12月24日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<概要>	- 4 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 8 -
II. 第三者意見の評価項目	- 9 -
III. 住友生命のサステナビリティへの取組みについて	- 10 -
IV. グリーンローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 19 -
1. サステナビリティ方針	- 19 -
1-1. 評価の視点	- 19 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 19 -
2. 適格クライテリアの設定	- 20 -
2-1. JCR の評価の視点	- 20 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 20 -
3. 実施体制とプロセス	- 22 -
3-1. JCR の評価の視点	- 22 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 22 -
4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	- 25 -
4-1. JCR の評価の視点	- 25 -
4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況	- 25 -
V. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 26 -
1. KPI の設定	- 27 -
1-1. JCR の評価の視点	- 27 -
1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価	- 27 -
2. SPT の測定	- 31 -
2-1. JCR の評価の視点	- 31 -
2-2. SPI の測定の概要と JCR による評価	- 31 -
2-3. SPT 達成に向けた取組み	- 33 -
2-4. JCR によるインパクト評価	- 33 -
3. 借入金の特性	- 36 -
3-1. JCR の評価の視点	- 36 -
3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価	- 36 -
4. レポートティング・検証	- 36 -
4-1. JCR の評価の視点	- 36 -
4-2. レポートティング・検証の概要と JCR による評価	- 36 -
5. SLLP 等への適合性に係る結論	- 37 -

<b>VI. トランジションファイナンス貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性</b> .....	- 38 -
1. 住友生命の移行戦略の CTFH 等への適合性について .....	- 39 -
1-1. 評価の視点 .....	- 39 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価 .....	- 40 -
2. トランジションローン（プロジェクトファイナンス）貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性 .....	- 42 -
2-1. CTFH 等への適合性について .....	- 42 -
2-2. 適格クライテリアの設定 .....	- 43 -
2-3. 実施体制とプロセス .....	- 44 -
2-4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性 .....	- 45 -
3. トランジションファイナンスに係るフォローアップ .....	- 48 -
3-1. JCR の評価の視点 .....	- 48 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価 .....	- 48 -
<b>VII. 結論</b> .....	- 50 -

## ＜概要＞

### 1. 住友生命保険相互会社のサステナビリティへの取組みについて

住友生命は、企業理念「経営の要旨」の第一条に掲げる「社会公共の福祉に貢献する」をパーソナリティとし、生命保険という事業を通じてお客様の人生を支え、お客様・社会に貢献することが同社の存在意義であるとしている。「経営の要旨」に示される普遍的な使命はサステナビリティの視点から「サステナビリティ経営方針」として明文化され、「保険事業の健全な運営と発展を通じて健康長寿社会の実現に貢献する」こと、「誠実な業務遂行および社会・環境課題の解決への取組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」こと掲げている。

住友生命は、地球環境に関する目指すべき姿として、気候変動リスクの低減と多様な生物が生息する持続可能な環境を挙げ、環境課題に係る目標として、GHG 排出量を 2050 年にネットゼロ、2030 年に住友生命グループの Scope1+2+3 総排出量、及び住友生命単体の資産ポートフォリオにおける排出原単位（保有残高当たり GHG 排出量）を 50% 削減（いずれも 2019 年度対比）するとしている。同社は、パリ協定での目標（気温上昇を 1.5°C 未満に抑える）達成に向けて、2050 年までに資産運用ポートフォリオを温室効果ガス排出量ネットゼロに移行することをコミットするアセットオーナーのアライアンスである Net-zero Asset Owner's Alliance (NZAOA) に加盟しており、同社の GHG 削減目標は、NZAOA が推奨する削減水準を満たす形で設定されている。資産ポートフォリオの 2030 年の排出原単位削減目標の達成に向けた施策としては、企業との対話、気候変動対応ファイナンス、投資用不動産における GHG 削減の取組みを挙げる。売却（ダイベストメント）は最終的な方策と位置付け、対話やファイナンスを通じて企業の脱炭素化を支援することにより、資産ポートフォリオにおける GHG 排出量を削減することを目指している。2023～2025 年度中に ESG テーマ型投融資（資金使途が SDGs 達成に資する投融資案件）について 7,000 億円を実行することを目標として設定しており、その内、4,000 億円を気候変動対応ファイナンスとして実行する計画となっている。

### 2. 「スマセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」と本第三者意見書について

住友生命は、2024 年 3 月に、同社の気候変動対応ファイナンスの拡大を企図し、顧客向けのグリーン、及びトランジションローン、サステナビリティ及びトランジション・リンク・ローン（以下、総称して「本ファイナンス」）に係る投融資方針である「スマセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）を策定し、JCR は本フレームワークに対して第三者意見書を提出した（23-D-1816）。今般、住友生命は本フレームワークの一部を更新し、JCR は本フレームワークに対するレビュー実施した。

本フレームワークの変更点は以下の 3 点である。

- 本フレームワークにおいて参照する環境省グリーンローンガイドライン、及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインについて、最新のもの（2024 年版）に更新した（P.5-6 参照）。
- サステナビリティ・リンク・ローンにおいて使用する KPI/SPT に係る条件を変更し、有意義性及び野心性が損なわれないことが確認できる場合に置いては、KPI1：GHG 削減目標の SPT について Scope3 の SPT の設定を必須としないこととし、Scope1+2 に対する SPT の設定のみでも融資の実行を可能とすることとした。ただし、Scope1+2 の排出が少なく、Scope1+2 の排出削減に係る SPT について野心性が認められない場合には、借入人の中核的事業に関連するサブ KPI 及び SPT を別途設定することとし、サブ KPI 及び SPT の設定に際しては、その有意義性及び野心性について第三者評価機関に確認することとした（P.31-32 参照）。
- 2024 年 3 月時点の本フレームワークにおいて今後定める予定としていた、トランジションローンにおいて使用するトランジション適格クライテリアが策定された（P.44 参照）。

本第三者意見書は、更新された本フレームワークが引き続き、以下の原則等に適合しているか否かを確認することを目的としている。なお、本書では、グリーンローン原則及びグリーンローンガイドラインを合わせて「GLP 等」、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを合わせて「SLLP 等」、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック及びクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を合わせて「CTFH 等」と呼ぶ。

	ファイナンスの種類	原則類	対象
資金使途特定型	グリーンローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンローン原則<sup>1</sup></li> <li>● グリーンローンガイドライン<sup>2</sup></li> </ul>	企業向け融資
	トランジションローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック<sup>3</sup></li> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針<sup>4</sup></li> <li>● グリーンローン原則</li> <li>● グリーンローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資  プロジェクトファイナンス

<sup>1</sup> LMA, APLMA, LSTA "Green Loan Principles 2023" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンローンガイドライン 2024 年版 <https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

<sup>3</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Climate Transition Finance Handbook 2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/climate-transition-finance-handbook/>

<sup>4</sup> 金融庁・経済産業省・環境省 クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2021 年版 <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001-1.pdf>

<b>資金使途不特定型</b>	サステナビリティ・リンク・ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ・リンク・ローン原則<sup>5</sup></li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン<sup>6</sup></li> </ul>	企業向け融資
	トランジション・リンク・ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック</li> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針</li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローン原則</li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資

株式会社日本格付研究所（JCR）は、関連原則類で推奨されている評価の透明性及び客觀性確保のため、独立した第三者機関として各原則類への適合性を、住友生命の貸し出しスキーム・体制と、個別ファイナンスで住友生命が行う適合性確認内容の2つの観点から、資金使途特定型、資金使途不特定型及びトランジションファイナンスについて評価を行った。

#### i. 資金使途特定型

本フレームワークにおける資金使途特定型ファイナンスは、グリーンローン及びトランジションローンをいう。GLP等は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCRは、住友生命がグリーンローン原則に示されている4原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3 調達資金の管理、4. レポートイング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリアと体制整備及び本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

#### ii. 資金使途不特定型

本フレームワークにおける資金使途不特定型ファイナンスには、サステナビリティ・リンク・ローン及びトランジション・リンク・ローンが含まれる。サステナビリティ（ト

<sup>5</sup> Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023.  
<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-slfp/>

<sup>6</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版  
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

ランジション)・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた意欲的な SPT の達成にインセンティブを設けることで、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした借入金をいう。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポートイング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本フレームワークに対する評価としては、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認した。

### iii. トランジションファイナンス

本フレームワークにおけるトランジションファイナンスには、トランジションローン及びトランジション・リンク・ローンが含まれる。トランジションファイナンスとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組みを行っている場合にその取組みを支援することを目的とした金融手法であり、CTFH 等で定める要素を満たした上で資金調達を行う動きを支援するための資金供給として位置付けられる。

本フレームワークに対する評価として、JCR は、住友生命のトランジション戦略が CTFH 等で定める要素を満たしていることに加え、同社が資金供給する企業・組織等の移行戦略が CTFH 等で定める要素を持たすことを確認する体制やプロセスを有しているかについて確認した。

また、トランジションファイナンス等を通じて実経済の脱炭素化に資する取組みを促進するためには、資金供給者が資金調達者との対話を通じてその着実な実行を支援・促進することが重要とされている。金融庁ほか<sup>7</sup>は、資金供給後の移行戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するために、金融機関向けに手引きを提供している。JCR は、住友生命のフォローアップ体制が、手引きで対応が推奨されている事項を充足するものとなっているか確認した。

この結果、更新された本フレームワークにおいても引き続き、住友生命の貸し出しスキーム・体制と、個別ファイナンスで同社が実施する適合性確認内容が、関連原則類で推奨されている評価の透明性及び客観性が確保される形で整備されており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

<sup>7</sup> 金融庁・経済産業省・環境省「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス」  
[https://www.fsa.go.jp/singi/transition\\_finance/siryous/20230616/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/transition_finance/siryous/20230616/01.pdf)

## I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、住友生命が策定した、顧客向けのグリーン及びトランジションローン、サステナビリティ及びトランジション・リンク・ローンに係る投融資方針である本フレームワークについて、以下の関連原則類への適合性を確認することを目的としている。

	ファイナンスの種類	原則類	対象
<b>資金使途特定型</b>	グリーンローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンローン原則</li> <li>● グリーンローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資
	トランジションローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック</li> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針</li> <li>● グリーンローン原則</li> <li>● グリーンローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資 プロジェクトファイナンス
<b>資金使途不特定型</b>	サステナビリティ・リンク・ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ・リンク・ローン原則</li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資
	トランジション・リンク・ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック</li> <li>● クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針</li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローン原則</li> <li>● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン</li> </ul>	企業向け融資

本フレームワークは、住友生命が顧客に対して実行する投融資のうち、資金使途を環境・社会に正のインパクトをもたらす（または負のインパクトを低減する）投融資に限定したもの（グリーン及びトランジションローン）、及び、借入人が予め定めた意欲的なSPTの達成にインセンティブを設けることで、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしたもの（サステナビリティ及びトランジション・リンク・ローン）について、関連原則類で定められた要件、及び当該要件を満たす本ファイナンスを住友生命が実行するための体制を定めたものである。

## II. 第三者意見の評価項目

今回の評価対象は、住友生命が2024年3月に策定した「スミセイ・サステナブルファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）である。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

### 【グリーンローン】

1. 住友生命のグリーンローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性
  - 1-1. 住友生命のサステナビリティ方針
  - 1-2. 適格クライテリアの設定
  - 1-3. 実施体制とプロセス
2. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

### 【サステナビリティ・リンク・ローン】

1. KPIの選定
2. SPTの測定
3. 借入金の特性
4. レポートティング・検証
5. SLLP等への適合性に係る結論

### 【トランジションファイナンス】

1. 住友生命の移行戦略のCTFH等への適合性について
2. トランジションローン（プロジェクトファイナンス）貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性
  - 2-1. CTFH等への適合性について
  - 2-2. 適格クライテリアの設定
  - 2-3. 実施体制とプロセス
  - 2-4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性
3. トランジションファイナンスに係るフォローアップ

### III. 住友生命のサステナビリティへの取組みについて

#### (1) 住友生命のサステナビリティ経営

住友生命は、企業理念「経営の要旨」の第一条に掲げる「社会公共の福祉に貢献する」をパーソナリティとし、生命保険という事業を通じてお客様の人生を支え、お客様・社会に貢献することが同社の存在意義であるとしている。「経営の要旨」に示される普遍的な使命はサステナビリティの視点から「サステナビリティ経営方針」として明文化され、「保険事業の健全な運営と発展を通じて健康長寿社会の実現に貢献する」こと、「誠実な業務遂行および社会・環境課題の解決への取組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」こと掲げている。

#### サステナビリティ経営方針

住友生命は、保険事業の健全な運営と発展を通じて、豊かで明るい健康長寿社会の実現に貢献します。また、社会公共の福祉に貢献するという存在意義のもと、誠実な業務遂行および社会・環境課題の解決への取組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、お客様をはじめとした各ステークホルダーに信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

##### 保険事業の健全な運営

お客様とそのご家族の人生に寄り添い続け、お客様がよりよく生きることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた最適な保障・サービスを提供し、お客様にとっての価値を高めていきます。

保険事業の根幹である保険金等のお支払いを正確、迅速かつ確実に遂行するため、中長期にわたり安定した資産運用に取り組むとともに、健全な財務基盤の確保に努めます。

事業を開拓するすべての国・地域で適用される法令・ルール等を遵守するとともに、人権や多様性を尊重した事業活動を行います。

##### 社会・環境課題の解決への取組み

社会の一員としての責任を認識し、社会・環境課題に対して本業である生命保険の提供・資産運用の両面からその解決に取り組むとともに、あらゆる事業活動において多様性を包摂する持続可能な社会の実現に貢献します。

気候変動をはじめとした課題を抱える地球環境は持続可能な社会の基盤になるとの認識のもと、事業活動において生じる環境負荷の低減や生物多様性等に配慮するとともに、脱炭素社会への移行を促すことで、カーボンニュートラル社会の実現に貢献します。

##### 成長し続ける会社づくり

従業員の人権と多様性を尊重するとともに、一人ひとりが健康かつよりよく生きることができ、公平な環境で自身の価値を發揮し、誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。

##### ステークホルダーとの協働

これらの取組みを通じて、お客様、ビジネスパートナー、従業員、社会、地球環境といったステークホルダーからの信頼・支持を得て、ともに持続可能な未来の実現を目指します。

図 1 サステナビリティ経営方針<sup>8</sup>

<sup>8</sup> 住友生命 サステナビリティレポート 2023 <https://www.sumitomolife.co.jp/file.jsp?id=42808>

住友生命は、サステナビリティ経営方針の実現に向け、中長期的なありたい姿を示す「住友生命グループ Vision2030」を2023年3月に定めている。同社は「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指すとし、同社の事業戦略である「スマセイ中期経営計画2025」は、このありたい姿からバックキャストする形で策定がされている。「住友生命グループ Vision2030」に向けた最初の3年間として、2030年に向けて飛躍するための軌道を確保するとしている。

～日本・世界・地球未来のウェルビーイングに向けて～

### ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」

**住友生命グループ Vision2030で目指すステークホルダーのウェルビーイングな姿**

<p><b>お客さま</b></p>  <p>それぞれのニーズにあった保障・サービスの提供を受け、様々にリスクに対して不安なく、活き活きとくらすことができている。</p>	<p style="text-align: center;"><b>1人でも多くの方に ウェルビーイングの価値を提供</b></p> <p><b>目指すべき目標</b></p> <p>ウェルビーイング価値提供顧客数2000万名 うちVitality会員数500万名</p>	<p><b>社会</b></p>  <p>少子高齢化社会の中でも、多くの方が健康で豊かに生きることができる。また、齡を重ねても、病気になったとしても、身近な方とともに、幸せに生きることができる。</p>
<p><b>ビジネスパートナー</b></p>  <p>住友生命グループの理念を共有し、共に価値を創造・提供していくことで、ビジネスパートナー自身とのステークホルダーのサステナビリティが高まっていく。</p>	<p><b>地球環境</b></p>  <p>カーボンニュートラル実現に向けた取組みにより、気候変動のリスクが大きく低減される。多様な生物が生息し、持続可能な環境が作られている。</p>	<p><b>従業員</b></p>  <p>一人ひとりが自律的かつ主体的に成長しながら、自身の価値を発揮できる。また、周りの方から信頼され、誇りと自信をもって働き続けられる。</p>
<p><b>会社</b></p>  <p>ステークホルダーを支えていくことで、信頼・支持され、住友生命グループも持続的・安定的に成長する。</p>		

図2 住友生命グループ Vision2030における2030年にありたい姿<sup>9</sup>

住友生命は、地球環境に関する目指すべき姿として、気候変動リスクの低減と多様な生物が生息する持続可能な環境を挙げ、環境課題に係る目標として、GHG排出量を2050年にネットゼロ、2030年に住友生命グループのScope1+2+3総排出量、及び住友生命単体の資産ポートフォリオにおける排出原単位（保有残高当たりGHG排出量）を50%削減（いずれも2019年度対比）するとしている。具体的な取組みとしては、住友生命グループのScope1+2+3総排出量の削減としては、自社ビルのLED化・電化や店舗における省エネ等の推進を挙げている。また、住友生命単体の資産ポートフォリオにおける排出原単位の削減としては、投融資先との対話を通じた企業の脱炭素に向

<sup>9</sup> 住友生命グループ Vision2030 スマセイ中期経営計画2025  
<https://www.sumitomolife.co.jp/infolist/businessplan.pdf>

けた努力の後押しを行うとともに、グリーンファイナンスやトランジションファイナンスといった気候変動対応ファイナンスを拡大していくことを挙げている。気候変動対応ファイナンスについては、2023年度から2025年度までの3カ年累計にて、4,000億円を実行する計画となっている。

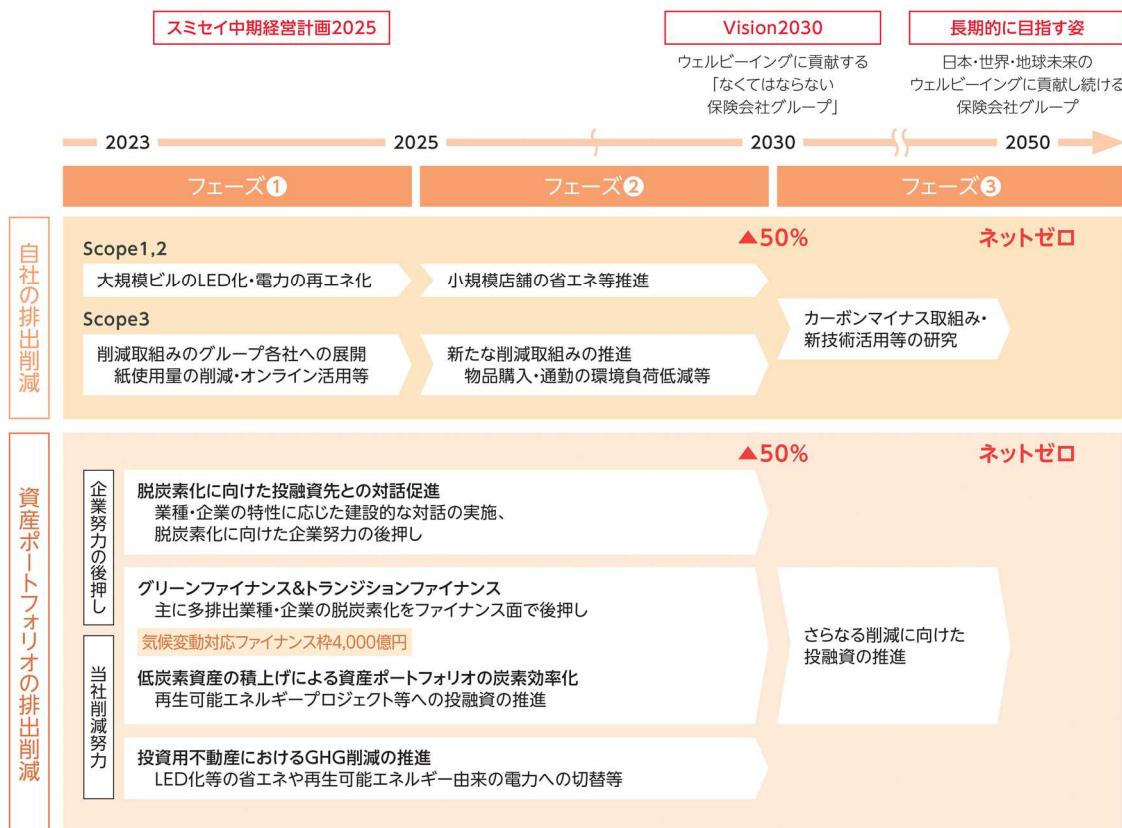


図3 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組み～気候変動対応ロードマップ～<sup>10</sup>

<sup>10</sup> 住友生命 統合報告書 2024年度

<https://www.sumitomolife.co.jp/common/pdf/about/company/report/disclosure/2024/repo2024.pdf>

住友生命は、経営方針に基づく5つの項目をサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）として特定している（図4）。項目ごとに主な取組みを明確化し、サステナビリティ推進体制の下で各取組みのPDCAサイクルを回している。

また、重要項目の一つに「ステークホルダーとの信頼関係の構築」を挙げ、社会的な責任を果たすことによるステークホルダーからの信頼獲得を機会ととらえ、信頼関係の棄損によって社会的な存在意義を失うことをリスクとしている。カーボンニュートラル社会実現への貢献はステークホルダーとの信頼獲得につながる重要な取組みと位置付けている。

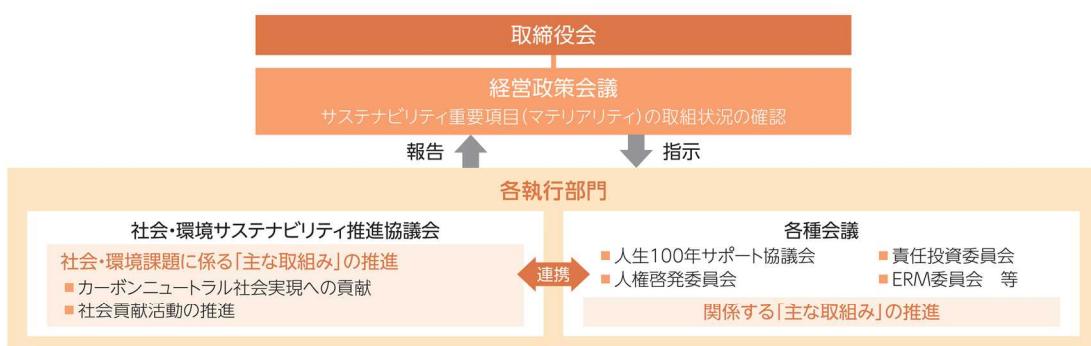
マテリアリティ	リスクと機会	主な取組内容	目指す姿	関連するSDGs
保険事業を通じた健康寿命の延伸	<p><b>リスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿化に伴う死亡保障ニーズ減少、入院・手術等の給付金支払額増加の可能性</li> </ul> <p><b>機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿化や単独世帯の増加等に伴う生存保障ニーズの高まり</li> <li>健康増進に資する独自商品の開発によるマーケットの拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住友生命「Vitality」に関する事業を推進</li> <li>■ “住友生命「Vitality」”を広く社会に向けて発信するための取組みや、商品・プログラムメニュー、特典(リワード)の進化に資する取組みなどを実施</li> </ul>	いつまでも安心して健康に暮らすことができる社会の実現に向けて、保険事業を通じて、日本の健康寿命の延伸に貢献する	
保険事業を通じた安心の提供	<p><b>リスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供する商品・サービスと顧客ニーズとのミスマッチ、他社・近隣業種からの類似商品・サービスによる陳腐化</li> <li>社会課題解決の視点を無視した投融資行動による資産価値毀損の可能性</li> </ul> <p><b>機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客ニーズを捉えた商品・サービスの提供による企業価値の向上</li> <li>社会課題解決に資する資金ニーズ拡大に伴う投融資機会の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人生100年時代を見据えたサービスや情報提供の推進</li> <li>■ 持続可能性を考慮した責任投資*</li> </ul>	お客さま本位の経営の推進を通じて、すべての人々に適切な生命保険商品・サービス、その先にある安心を提供する	
持続的・安定的な成長の実現	<p><b>リスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境変化に適合しない事業運営による顧客の喪失、勤労意欲減退・職員採用への支障等の発生</li> </ul> <p><b>機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変化する社会のニーズを捉えた事業運営による社会からの信頼獲得・安定的な収益の確保・企業価値の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 働き方の変革やリソースの最適化を通じた生産性向上</li> <li>■ 柔軟で多様な人財の採用と共育</li> <li>■ 協業等によるビジネスパートナーとの共生</li> <li>■ オープンイノベーションによる新たな価値創造</li> <li>■ 海外事業を通じた収益基盤の多様化</li> <li>■ 事業展開インフラ(IT等)の強化</li> </ul>	時代を超えて受け継ぐべき経営方針の下、社会の変化・変革に対応して着実に成長し続ける	  
ステークホルダーとの信頼関係の構築	<p><b>リスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信頼関係を毀損することにより社会的な存在意義を失う可能</li> </ul> <p><b>機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的な責任を果たすことによるステークホルダーからの信頼の獲得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融リテラシー教育の推進</li> <li>■ カーボンニュートラル社会実現への貢献</li> <li>■ 地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供</li> <li>■ 社会貢献活動の推進</li> </ul>	ステークホルダーからの期待に応え、ステークホルダーに信頼・支持される会社を目指す	    
サステナビリティを支える経営体制	<p><b>リスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反や社会規範を逸脱した企業行動による信頼低下と企業価値毀損の可能性</li> </ul> <p><b>機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現と継続的な改善を通じた企業価値の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ グループベースの経営体制強化</li> <li>■ コンプライアンスへの取組み</li> <li>■ 人権への取組み</li> <li>■ 個人情報保護への取組み</li> <li>■ ERM経営の推進、リスク管理体制の高度化</li> </ul>	誠実な業務遂行・健全な財務基盤の構築を行い、持続可能な社会づくりに貢献する企業グループであり続ける	 

\*責任投資はすべてのSDGs達成に貢献する

図4 サステナビリティ重要項目（マテリアリティ）<sup>10</sup>

## (2) 住友生命のサステナビリティ推進体制

住友生命は、経営方針に基づくサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）に対応するため、経営計画においてその取組みを定め、振返りを実施している。経営計画は、代表執行役社長の諮問機関である経営政策会議での審議を経て取締役会で決議を行っており、その振返りは経営政策会議及び取締役会に報告を行う体制を整備している。また、社会・地球環境に係る取組みについては社会・環境サステナビリティ推進協議会を設置している。年度毎に「社会・環境サステナビリティ推進計画」を策定し、四半期ごとの進捗確認、半期・年度末の振返りを行う体制を整えている。年度計画は、代表執行役社長の諮問機関である経営政策会議での審議及び取締役会への報告を経て策定し、その振返りは経営政策会議及び取締役会に報告を行う体制となっている。



### 社会・環境サステナビリティ推進協議会

当社は、持続可能な社会の基盤となる社会・地球環境のウェルビーイングへの貢献に向けた取組みの検討を行うため、グループ・サステナビリティオフィサーを議長とする「社会・環境サステナビリティ推進協議会」を設置しています。

本協議会では、カーボンニュートラルに向けた取組みや社会貢献活動の推進のほか、社会・環境課題の視点から、新たに生じる課題の事業への影響評価等を行っています。

図 5 サステナビリティ推進体制<sup>10</sup>

### (3) 住友生命の責任投資の考え方及び取組み

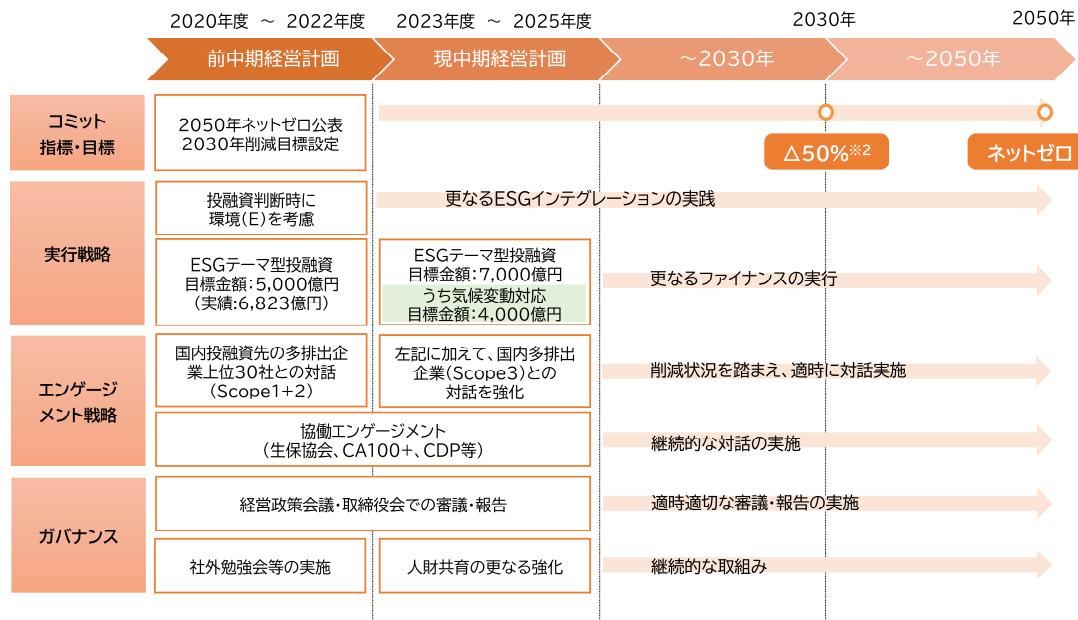
上述の通り、住友生命はサステナビリティ経営方針を策定し、社会・環境課題の解決への取組み等を明文化しており、資産運用においては「責任投資」がその取り組みに該当するとしている。2019年4月には責任投資原則（PRI）に署名し、すべての運用資産でESG要素を考慮し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期の安定的な運用収益を確保すべく、責任投資を推進している。

住友生命は、責任投資に関する基本方針を策定し、同社が機関投資家として取り組む責任投資について考え方等を示している。同社は、将来にわたって保険金等を確実かつ迅速に支払うために、中長期的に安定した有利な資産運用に取り組んでおり、その実現に向けては、持続可能な社会の存在が極めて重要であるとし、責任ある機関投資家として社会課題の解決に貢献することは、顧客を含む社会への責任であり、社会課題のもたらすリスクを軽減し、機会を捉えることを通じて、運用収益の向上に資すると認識している。その上で、持続可能な社会の実現への貢献と、中長期の安定的な運用収益の確保の両立を目指し、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮した資産運用（責任投資）をすべての運用資産において積極的に推進していく、としている。

また、住友生命は、パリ協定での目標（気温上昇を1.5°C未満に抑える）達成に向けて、2050年までに資産運用ポートフォリオを温室効果ガス排出量ネットゼロに移行することをコミットするアセットオーナーのアライアンスであるNet-zero Asset Owner's Alliance (NZAOA)に加盟している。上述した同社の住友生命単体の資産ポートフォリオにおける排出原単位の削減目標は、NZAOAが推奨する削減水準を満たす形で設定されている。

資産ポートフォリオの2030年の排出原単位削減目標の達成に向けた施策としては、企業との対話、気候変動対応ファイナンス<sup>11</sup>、投資用不動産におけるGHG削減の取組みを挙げる。売却（ダイベストメント）は最終的な方策と位置付け、対話やファイナンスを通じて企業の脱炭素化を支援することにより、資産ポートフォリオにおけるGHG排出量を削減することを目指している。2023～2025年度中にESGテーマ型投融資（資金使途がSDGs達成に資する投融資案件）について7,000億円の実行することを目標として設定しており、その内、4,000億円を気候変動対応ファイナンスとして実行する計画となっている。

<sup>11</sup> 気候変動の緩和・適応を目的とする投融資（企業へのグリーンファイナンス、トランジションファイナンス、低炭素資産への投融資等）



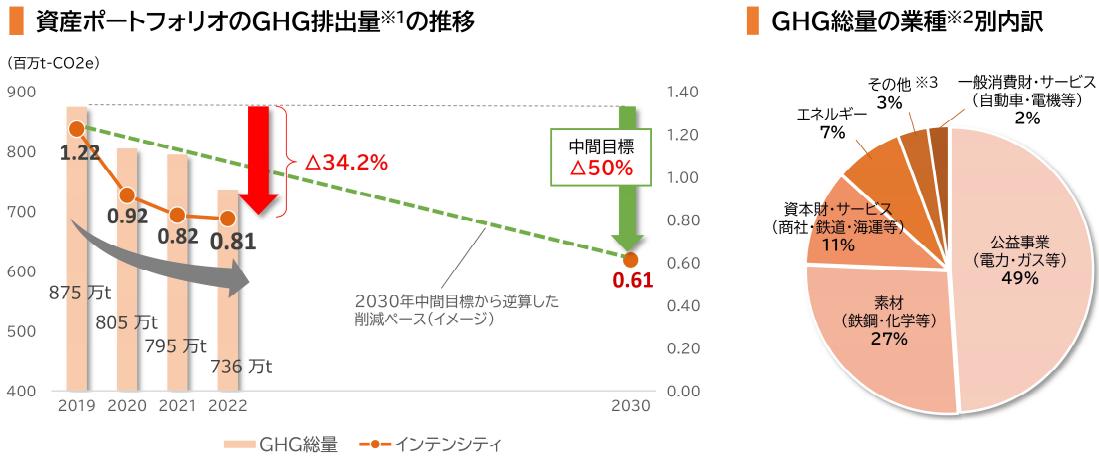
※1 GFANZ(Glasgow Financial Alliance for Net Zero)「金融機関のネットゼロ移行計画に関する最終報告書」(2022年11月公表)の提言も踏まえ作成しています。

※2 2019年度対比のインテンシティ(保有残高当たり GHG 排出量=資産ポートフォリオの GHG 排出量÷資産ポートフォリオ残高)

図 6 資産ポートフォリオのネットゼロ移行計画<sup>12</sup>

資産ポートフォリオの 2030 年中間目標の指標である排出原単位（保有残高当たり GHG 排出量）について、2022 年度実績は、2019 年度対比で 34.2% の削減を達成している。なお、GHG 排出量の絶対量についても、2022 年度実績は、2019 年度対比で 15.9% の削減となっている。資産ポートフォリオの GHG 排出量における業種構成をみると、公益事業（電力・ガス業等）及び素材業（鉄鋼・化学等）の多排出産業が約 8 割を占める。住友生命は、これらの産業セクターを中心に対話とファイナンスを通じた削減を後押していくとしている。

<sup>12</sup> 住友生命 責任投資活動報告書 2024 年度版  
<https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/group/pdf/rir2024.pdf>



※1 対象資産は、上場株式、社債、融資、投資用不動産、インフラ資産です（計測可能な外部委託を含む）。各投融資先のGHG排出量の当社帰属分の総和を算出しております。なお、MSCI社が提供する企業公表値および推計値を使用し、データの配信がない場合、親会社のデータあるいは業種別平均値を用いて補完しています。

※2 業種はGICS(世界産業分類基準)。対象は、上場株式、社債、融資（外部委託は除く）です。  
 ※3 金融・情報技術・不動産・生活必需品・ヘルスケア・電気通信サービスを「その他」として表示しています。

図 7 資産ポートフォリオにおける GHG 排出量削減状況<sup>12</sup>

また、住友生命は、投融資を通じて創出された社会的インパクトの計測に取り組んでいる。各投融資プロジェクトの開示情報を基に、環境分野では GHG 排出削減寄与量、森林・土地保全の面積を、社会分野としては小口融資を受けた受益者、医療サービスの受益者、安全な飲料水供給の受益者といった情報を開示している。

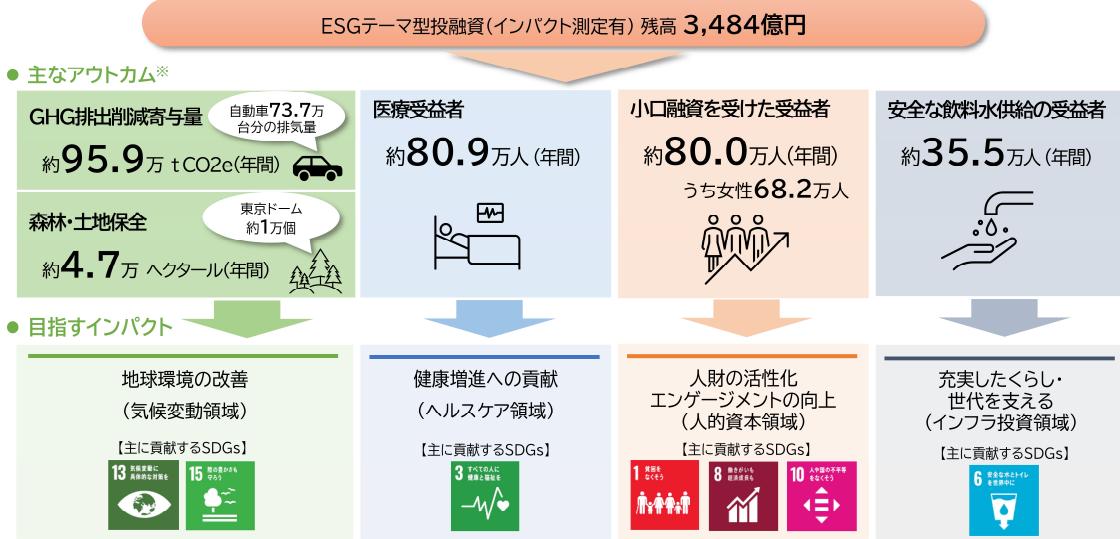


図 8 インパクト計測<sup>12</sup>

#### (4) 住友生命の責任投資体制

住友生命は、責任投資体制として、運用企画部の責任投資推進チームを統括とし、社外有識者を委員とする会議体である責任投資委員会や、資産運用部門全体で責任投資活動を議論し、レベルアップを図る会議体として設置された責任投資会議等の枠組みを通じてPDCAサイクルを回している。PRIによる年次評価結果や外部イニシアティブ等の枠組みや知見を活用し、取組み内容のレベルアップを図っている。これらの取組みは、取締役会や経営政策会議等に報告、必要に応じて審議される体制となっている。

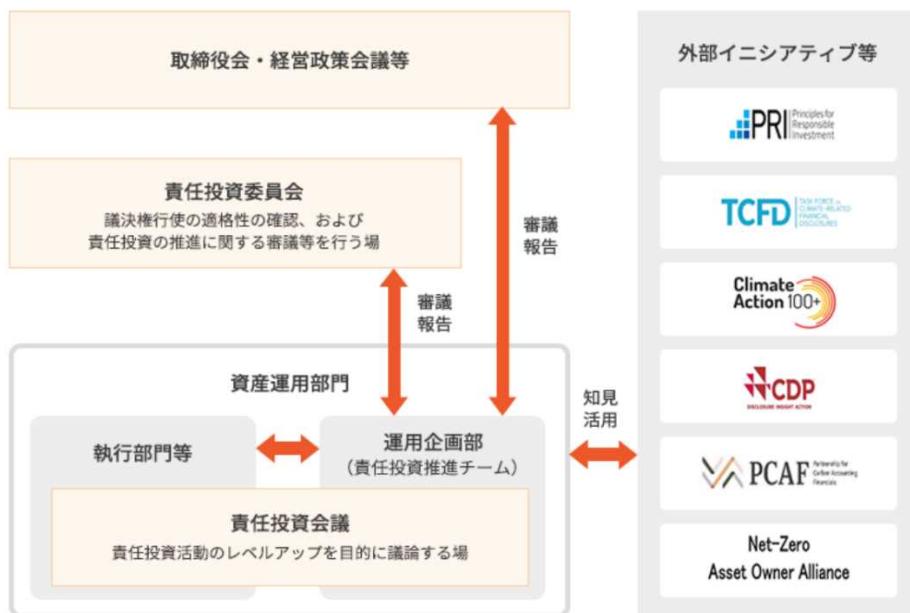


図 9 責任投資体制<sup>13</sup>

<sup>13</sup> サステナビリティを考慮した資産運用（住友生命ウェブサイト）  
<https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/realization/investment/index.html>

## IV. グリーンローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

### 1. サステナビリティ方針

#### 1-1. 評価の視点

本項では、住友生命のサステナビリティの取組みと方針について以下の点を評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- (3) サステナビリティ経営におけるグリーンローン実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

#### 1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

##### JCRによる確認結果

住友生命は、グループ全体としての「2030 年にありたい姿」を定めた「住友生命グループ Vision2030」において、2030 年時点のありたい姿をウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」と位置付けた上で、ウェルビーイング貢献領域の一つとして「地球環境」を定めている。「地球環境」の領域では、カーボンニュートラル実現に向けた絶え間ない取組みにより、地球環境の改善を図っていく。また、「住友生命グループ Vision2030」に向けた最初の 3 年間を構成する「スマセイ中期経営計画 2025」においても、サステナビリティ重要項目（マテリアリティ）に対する主な取組みの一つとして「グループ戦略」を挙げ、その中でグループ全体としてカーボンニュートラル実現に資する取組みを推進していくとする。

住友生命は、2019 年 4 月に PRI に署名し、2021 年に体制を構築した上で、責任投資の推進を開始した。2022 年 5 月にはサステナビリティ経営方針を策定し、この中で環境課題の解決への取組みを明文化しており、資産運用においては「責任投資」が該当すると位置付けている。また、「責任投資に関する基本方針」を策定し、公開している。ESG テーマ型投融資に関する 2020 年度から 2022 年度までの 3 カ年累計は、目標の 5,000 億円に対して、実績が 6,823 億円であった。2023 年度から 2025 年度までの 3 カ年累計の目標については、7,000 億円（うち気候変動対応ファイナンスについては 4,000 億円）を掲げ、責任投資に関する取組みをさらに推進することを目指している。

以上より、JCR は、住友生命がサステナビリティに係る取組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリティに係る方針及び目標が策定されていること、本フレームワークによるグリーンローンが住友生命のサステナビリティ経営における重要な施策の一つであることを確認した。

## 2. 適格クライテリアの設定

### 2-1. JCR の評価の視点

本項では、グリーンローンの適格クライテリアの設定について以下の点を評価する。

- (1) 住友生命が、本ファイナンスの借入について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 住友生命内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- (3) 住友生命が、外部の専門家に意見を求めるこことにより、自らのグリーンプロジェクト及び環境方針を検証しているか。

### 2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

#### (1) 適格クライテリアの設定について

住友生命は、本フレームワークにおいて、資金使途の対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）について関連原則類で示されたプロジェクト分類及び市場における資金調達事例を参考しながら、以下の資金使途について適格クライテリアを設定した<sup>14</sup>。

表 1 グリーンローンに係る適格クライテリア

グリーンプロジェクト
再生可能エネルギーに関する事業
省エネルギーに関する事業
クリーンな運輸に関する事業
グリーンビルディングに関する事業

#### (2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

住友生命は、借入人とともにグリーンローンの資金使途の対象となるプロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を確認することとし、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せて確認する。この際、IFC パフォーマンスタンダードを参考として、環境・社会に関するリスクを評価する。加えて、環境・社会に対するネガティブな影響に関して、客観的な評価が必要であると判断する場合は、外部の専門家に照会を行う。

#### (3) ネガティブ・スクリーニング

住友生命は、社会の持続可能性等の観点からネガティブ・スクリーニングの対象を選定し、投融資を禁止する事業及び企業を「責任投資に関する基本方針」で定めている。

<sup>14</sup> 適格クライテリアについては非開示。

具体的には、当該基本方針における「社会・環境リスクの高いセクターに対する取組み方針」の中で、投融資を禁止としている事業及び企業は、特定の兵器（生物・化学兵器、対人地雷、クラスター弾、特定通常兵器、核兵器）の製造企業への投融資、石炭・石油・ガス関連事業プロジェクト（ただし、脱炭素化に向けた移行（トランジション）に資する案件は除く）、児童労働、強制労働、人身取引を引き起こしていることが明らかとなった企業・事業である。

### JCRによる確認結果

グリーンローンに係る適格クライテリアに定められたプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金使途についても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な環境改善効果が認められることが前提とされている。

グリーンローンの対象となる案件は、すべて環境・社会に与え得るネガティブな影響についても精査される予定である。ネガティブな影響の調査は、関連原則類を参照して行われることとなっている。また必要に応じて外部専門家による評価が参考され、リスクの精査が行われることもある。以上より、住友生命ではグリーンローンに即した適切な基準が参考されると同時に、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、環境改善効果を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると評価している。

住友生命は「責任投資に関する基本方針」における「社会・環境リスクの高いセクターに対する取組み方針」の中で、投融資を禁止としている事業及び企業を以下の通り定めている。

- ・ 特定の兵器（生物・化学兵器、対人地雷、クラスター弾、特定通常兵器、核兵器）の製造企業への投融資
- ・ 石炭・石油・ガス関連事業プロジェクト（ただし、脱炭素化に向けた移行（トランジション）に資する案件は除く）
- ・ 児童労働、強制労働、人身取引を引き起こしていることが明らかとなった企業・事業

本フレームワークで定められている除外リストは、上記と整合的である。これより、JCRは住友生命が上記の事業において特定する環境・社会的リスクを排除することができ、環境改善効果に貢献するプロジェクトを選定することが可能となると評価している。

### 3. 実施体制とプロセス

#### 3-1. JCR の評価の視点

本項では、グリーンローンの実施体制とプロセスについて以下の点を評価する。

- (1) グリーンローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのグリーン適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) グリーンプロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、住友生命によりそのネガティブな影響の回避策または管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 住友生命の取引先がグリーンローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

#### 3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

##### (1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するグリーンローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれとのプロセスにおける役割は、以下の通りとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

表 2 業務分掌

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補プロジェクトの選定</li> <li>・必要な情報の入手及び借入人との対話の実施推進</li> <li>・プロジェクトのグリーン性・環境・社会リスク等の一次評価</li> <li>・本フレームワーク及び関連原則等への準拠に対する一次評価</li> <li>・プロジェクトに係る期中モニタリング</li> </ul>
責任投資に係る推進・企画部署	運用企画部 責任投資推進チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのグリーン性・環境・社会リスク等の二次評価</li> <li>・本フレームワーク及び関連原則等への準拠に対する二次評価</li> <li>・プロジェクトに係る期中モニタリング結果の確認</li> </ul>

クレジットの審査 部署	運用審査部	・信用リスクの観点からの審査
----------------	-------	----------------

## (2) プロジェクト選定プロセス

住友生命は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのグリーン性に係る判断を行うプロセス
- ② GLP 等に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローンの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

## (3) ローン実行にあたっての必須条件

住友生命では、本フレームワークに則り実行されるローンについて、関連原則類に準拠することを目途として、本フレームワークに必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

### JCRによる確認結果

住友生命がグリーンローンを実行する際の業務分掌は、上記選定プロセスに対応しており、フロント関連部署、責任投資に係る推進・企画部署、クレジットの審査部署に分かれている。

融資渉外を行うフロント関連部署である財務部は、借入人の窓口機能を担っており、グリーンローンの適格性判断に必要となる諸条件に係る借入人との対話をを行い、関連原則類への適合性について一次的な評価を行う。財務部は、グリーンローンに係る資金使途の対象となるプロジェクトの選定、プロジェクトに係る期中のモニタリングも行う。

責任投資に係る推進・企画部署である運用企画部の責任投資推進チームは、関連原則類への適合性について二次的な評価を行うとともに、財務部が実施したプロジェクトに係る期中のモニタリングについて、結果の確認を行う。当該責任投資推進チームは、住友生命の責任投資を中心となって推進する部署である上、本フレームワークの策定に財務部とともに関与したことから、適合性に係る知見が備わっている。

クレジットの審査部署である運用審査部は、財務部から依頼されたグリーンローンの案件について、信用リスクの観点から審査を行う。

以上より、JCR は、住友生命内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びグリーン性を評価するフロント関連部署がクレジットの審査部署か

ら独立していることから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話によるグリーンローンの一次評価から、当該ローンの与信審査、グリーン性等の適合性に係る確認を経て、最終的なローンの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話する財務部が行う。住友生命内でのグリーン性等の適合性評価は運用企画部の責任投資推進チームが行うが、プロジェクトの適合性、リスクの評価が困難な場合等は社外の専門家を活用することが明記されており、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

グリーンローンの実行に係る最終決裁は、当該ローンに係る条件に応じた決裁権限者が行うこととなっている。

以上より、本項で定められたプロセスは適切であると JCR は評価している。

#### 4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

##### 4-1. JCR の評価の視点

本項では、グリーンローン 4 原則への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているかにつき評価する。

##### 4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	住友生命の対応
調達資金の使途	1～3 で確認した通り、住友生命はグリーンローンの実行に際して、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	住友生命は、取引先がグリーンローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	グリーンローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との間で交わす覚書で定めている。
レポートィング	資金調達前に、レポートィングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境改善効果等について、借入人が住友生命に対して、ローンの実行時及び年に 1 回報告することが合意される予定である。

##### JCRによる確認結果

JCR は、グリーンローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を住友生命が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるグリーンローンは関連原則類に適合していると評価している。

## V. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

住友生命は、本フレームワークに基づくサステナビリティ・リンク・ローンの資金提供条件として下記を定めている。

- (1) 借入人がサステナビリティまたはトランジション・リンク・ローンのフレームワークを策定済みであり、第三者機関より SPO を取得している場合（FWにおいて定義される KPI、SPT を使用することが前提）
- (2) 借入人がサステナビリティまたはトランジション・リンク・ローンのフレームワークを策定していない場合
  - i. GHG 削減目標または再エネ導入目標に関する SBT 認定を取得済み（または RE100 加盟済み）であることに加え、KPI の有意義性及び SPT の野心性について当社にて判断が可能な場合。なお、SLLP 等に対する適合性の確認をチェックリストに基づき実施する。
  - ii. GHG 削減目標または再エネ導入目標に関する SBT 認定を取得していない（RE100 加盟していない）が、「2. KPI、SPT」の SPT 水準に示す基準を満たす KPI 及び SPT が設定され、かつ KPI の有意義性及び SPT の野心性について当社にて判断が可能な場合。なお、SLLP 等に対する適合性の確認をチェックリストに基づき実施する。

なお、GHG 削減目標または再エネ導入目標に関する SBT 認定を取得していない場合や KPI の有意義性及び SPT の野心性について判断が難しい場合は、新規に借入人にて SPO の取得の実施を依頼する。

本フレームワークで定めた分類のうち、借入人が第三者意見を取得したサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワークを策定済みの場合については、SLLP 等への適合がすでに確認されているため、住友生命が本フレームワークの構築を通じて構築した体制によって適切にサステナビリティ・リンク・ローンの実行が行われると JCR は評価している。

本章では、借入人がサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワークを策定していない場合に実行されるローンであって、本フレームワークで定めた KPI、SPT を使用するものについて、SLLP 等への適合性を確認する。

## 1. KPI の設定

### 1-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて住友生命が貸付を行う際に、借入人が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要なか、さらには貸付人である住友生命の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいか、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能か、ベンチマークは可能か、適用範囲等を含め定義は明確か等を確認する。

### 1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

#### 〈評価結果〉

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

住友生命は、本フレームワークにおいて、表 3 示す KPI を設定している。

表 3 本フレームワークのサステナビリティ・リンク・ローンで設定された KPI

KPI1	GHG 排出削減量
KPI2	再生可能エネルギー導入率

#### ■KPI1 : GHG 排出削減量

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、温室効果ガス (GHG) 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保つとともに (well-below 2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求すること (1.5℃目標)」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されており、日本政府としては 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46% 削減することを中間目標として掲げている。

前述の通り、住友生命の資産ポートフォリオにおける GHG 排出量は電力、ガス、鉄鋼、化学といった多排出企業がその大宗を占める。これらの企業が GHG 排出削減に取り組むことは、日本政府の削減目標達成においては世界のカーボンニュートラルに対する貢献は大きい。さらに、これらの多排出企業においては、カーボンプライシングによるコスト負担の増加を始めとする、GHG 排出に関連する移行リスクが大きく、GHG 排出削減に係る取組みが事業の中核かつ重要である蓋然性は高い。加えて、住友生命は、本 KPI が借入人のマテリアリティに設定されていることを確認する。

また、世界の GHG 排出削減に対する金融セクターの役割は重要視されており、金融機関自らの排出削減に取り組むことに加え、顧客企業の脱炭素化対応を支援していくことによって社会経済全体の脱炭素社会への移行を促進していくことが期待されている。2021 年に COP26において発足した Glasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ) はネットゼロへの移行を目的に設立された金融機関アライアンス・イニシアティブの連合体であり、銀行や保険、アセットオーナー、運用期間等の世界の金融機関が数多く加盟している。GFANZ 傘下のアライアンスの 1 つであり、住友生命も加盟する NZAOA は資産ポートフォリオにおける GHG 削減目標設定に関するガイドラインである「Target Setting Protocol」を公表し、署名機関に対して加盟後 1 年以内の目標策定を推奨している。

住友生命は「住友生命グループ Vision 2030」において、「地球環境の改善」を同社の目指すウェルビーイングに貢献する重要領域の 1 つとして挙げ、2050 年カーボンニュートラル、及び 2030 年 GHG 排出量 50% 削減（2019 年度対比）を掲げている。資産ポートフォリオの GHG 排出量についても、NZAOA の「Target Setting Protocol」に準拠する形で目標を設定しており、排出原単位（保有残高当たり GHG 排出量）で 2030 年 50% 削減（2019 年度対比）としている。本 KPI を指標とした借入人の GHG 排出削減に係る取組みは、同社の GHG 排出削減目標の達成に直接貢献するものとなっており、同社の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいと判断できる。

また、住友生命は、後述の通り、本 KPI の SPT の基準として、Science Based Targets initiative (SBTi) が定める Science Based Target (SBT) 認定の条件及び水準を採用している。そのため、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確されていると判断できる。

### ■KPI2：再エネ導入率

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。短期的な GHG 削減目標の達成においては、現時点で利用可能かつコスト効率が高い技術を早期に導入していく必要があるとされ、第一には太陽光発電と風力発電が該当する。International Energy Agency (IEA) の Net Zero Emissions by 2050 シナリオ<sup>15</sup>においても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt·CO<sub>2</sub> を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギー

<sup>15</sup> IEA, 2023, Net Zero Roadmap A Global Pathway to Keep the 1.5 ° C Goal in Reach  
<https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-1.5c-goal-in-reach>

の比率を高めることが重要になる。

日本政府は、GHG 排出削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つと位置付けている。2021 年に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画(エネ基)においては、再生可能エネルギーについては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減(S+3E)を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネ最優先の原則で取組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとされている。

	(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
<b>省エネ</b>	(1,655万kWh ⇒ 5,030万kWh)	<b>6,200万kWh</b>
最終エネルギー消費(省エネ前)	(35,000万kWh ⇒ 37,700万kWh)	35,000万kWh
<b>電源構成</b>		
発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	<b>再エネ</b> (18% ⇒ 22~24%)  <b>水素・アンモニア</b> ( 0% ⇒ 0%)  <b>原子力</b> ( 6% ⇒ 20~22%)  <b>LNG</b> (37% ⇒ 27%)  <b>石炭</b> (32% ⇒ 26%)  <b>石油等</b> ( 7% ⇒ 3%)	太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%
		36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。
		1% (再エネの内訳) 20~22% 太陽光 14~16% 20% 風力 5% 19% 地熱 1% 2% 水力 11% バイオマス 5%

図 10 第 6 次エネルギー基本計画 概要<sup>16</sup>

本 KPI は RE100 の基準・要件に基づき設定される再生可能エネルギー導入率であり、借入人の Scope1 及び 2 の GHG 排出量削減に貢献する。RE100 の要件に基づいたものであることから、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

また、RE100 では 2024 年 1 月より追加性に関する要件を追加し、運転開始日またはリパワリング日から起算して 15 年以内の電源からの調達が必要とされている。すなわち、本 KPI を指標とした借入人の取組みは、新たな再生可能エネルギー設備の増加を促すものであり、世界や日本の GHG 排出量削減目標の達成に貢献するものであると言える。

住友生命の資産ポートフォリオの GHG 排出量の大半を占める鉄鋼や化学といった多排出産業においても、電力に置き換え可能な設備は電化が進むことが想定され、本 KPI に基づく取組みは様々なセクターにおけるコア KPI とし得ると考えられる。加えて、住友生命は、本 KPI が借入人の事業の中核的かつ重要な指標であること(KPI が借入人のマテリアリティに設定されていること)を前提条件としていることから、SLL 原則 1 の要請を満たしている。

また、KPI1 と同様に、本 KPI に基づく借入人の取組みは住友生命が有する Financed

<sup>16</sup> 資源エネルギー庁 第 6 次エネルギー基本計画

Emission 削減目標の達成にも貢献するものであり、住友生命の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいと判断できる。

## 2. SPT の測定

### 2-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual (BAU) を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

### 2-2. SPI の測定の概要と JCR による評価

#### 〈評価結果〉

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

住友生命は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT 1 : GHG 排出削減量目標の達成

SPT 2 : 再生可能エネルギー導入目標の達成

#### ■SPT1 : GHG 排出量削減目標の達成

本 SPT においては、下記の条件が設定されている。

GHG 排出量削減目標は、最新の SBT(Science Based Targets)に倣った水準とする。

(下記は 2024 年 3 月現在の基準)

- Scope1+2 : 毎年 4.2%以上削減
- Scope3 : 每年 2.5%以上削減
- バウンダリ : 子会社含む企業全体の Scope1+2。Scope3 排出量が Scope1+2+3 排出量の 40%以上の場合は Scope3 の目標設定が必要

※1 借入人の事業・バリューチェーンの性質上、Scope3 について SBT に倣ったバウンダリ、水準での目標設定が困難と認められる場合においては、Scope3 排出量の開示実績がある、または今後開示を行う計画があることを条件に、Scope3 の目標設定は必須としない (SBT 水準を満たさない目標設定も可とする)

※2 ※1 の条件を満たし、かつ Scope1+2 の排出が少なく、KPI の有意義性及び SPT の野心性が認められない場合 (例 : Scope1+2 の排出源の大半が自社管理のオフィス等であり、再エネ電力の導入等によって容易に目標達成ができる場合等) には、借入人の中核的事業に関連するサブ KPI 及び SPT を設定すること

本 SPT は最新の SBT 認定に倣った水準とすることが定められている。SBT とはパリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のことであり、SBT 認定が求める水準を超える目標を設定した場合にはパリ協定における 1.5°C 目標と整合する目標であることが認められる (ただし、Scope3 の目標を設定する場合は、Well

below 2°C目標以上で認められる)。SBT 認定における水準は、IPCC の 1.5°C特別報告書におけるオーバーシュートなし／低いオーバーシュートを伴う 1.5°Cシナリオや IEA の NZE シナリオ等と整合する形で開発されており、SBT 認定に準拠する形で設計されている本 SPT は 科学的根拠に基づく基準であると言える。加えて、日本政府が掲げる GHG 排出削減目標は 2030 年度に 2013 年比で 46%削減となっており、年率換算すると 2.7%となる<sup>17</sup>。本 SPT の水準は日本政府の目標水準を大きく超えるものとなっており、相応の野心性を認めることができると、JCR は評価している。

また、住友生命は、本 SPT の野心性について、借入人に対するヒアリング及び開示情報によって情報を収集し、所定のチェックシートに基づき評価を実施することをフレームワークによって定めている。SPT 達成に向けた取組み内容や計画、及び直近 3 年程度の KPI/SPT の実績についても、ローンの実行前に借入人からヒアリングするとしている。

以上より、本 SPT は BAU を超える等の野心的なものであり、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいたものとなる仕組みを住友生命が構築していることを JCR は確認した。

なお、住友生命は、借入人の事業・バリューチェーンの性質上、Scope3 について SBT に倣ったバウンダリ、水準での目標設定が困難と認められる場合においては、Scope3 排出量の開示実績がある、または今後開示を行う計画があることを条件に、Scope3 の目標設定は必須としない。ただし、Scope1+2 の排出が少なく、Scope1+2 の排出削減に係る SPT について野心性が認められない場合には、借入人の中核的事業に関連するサブ KPI 及び SPT を別途設定することとしている。サブ KPI 及び SPT の設定に際しては、KPI の有意義性及び SPT の野心性について第三者評価機関に確認することを定めており、KPI1 に係る SPT を Scope1+2 のみで設定する場合においても、KPI の有意義性及び SPT の野心性が担保される形となっていると、JCR は評価している。

### ■SPT2：再生可能エネルギー導入目標の達成

本 SPT においては、下記の条件が設定されている。

再生可能エネルギーの導入率は、最新の RE100 に倣った水準とする（下記は 2024 年 3 月現在の基準）。

- 遅くとも 2050 年までに 100%とする
- 中間目標：2030 年 60%以上、2040 年 90%以上
- 調達する電力は RE100 基準のものとする。

※RE100 の目標の間の期間については、線形補完する。

<sup>17</sup> これは、日本政府の目標がパリ協定に整合しないことを意味しない。SBT 認定の水準と日本政府の目標では基準年が異なるため（日本政府は 2013 年、SBT 認定は 2020 年）、SBT 認定の求める削減割合が大きくなっている。日本政府の目標はパリ協定に整合する形で策定されている。

本 SPT は最新の RE100 加盟条件に倣った水準とすることがフレームワークによって定められている。RE100 とは、事業活動で使用する電力を 100% 再生可能エネルギー由来の電力で調達することを目標とする国際イニシアティブである。RE100 加盟に際し、日本企業がコミットすべき目標水準は、2050 年までに 100%、2040 年までに 90%、2030 年までに 60% となっている。

日本国における 2022 年度の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（水力含む）は 21.7% であり、また、第 6 次エネルギー基本計画における 2030 年における再生可能エネルギーの割合は 36~38% とされている。本 SPT の水準はこれを大きく上回るものとなっており、借入人が本 SPT に基づく目標を設定することに対しては、相応の野心性を認めることができると、JCR は評価している。

加えて、住友生命は SPT1 と同様に、本 SPT の野心性について、借入人に対するヒアリング及び開示情報によって情報を収集し、所定のチェックシートに基づき評価を実施することをフレームワークによって定めている。また、SPT 達成に向けた取組み内容や計画、及び直近 3 年程度の KPI/SPT の実績についても、ローンの実行前に借入人からヒアリングするとしている。

以上より、本 SPT は BAU を超える等の野心的なものであり、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいたものとする仕組みを住友生命が構築していることを JCR は確認した。

### 2-3. SPT 達成に向けた取組み

住友生命は、SPT 達成に向けた取組み内容や計画について、ローン実行前に借入人に対してヒアリングするとともに、SPT の実績・計画に関するフォローを可能な限り年次で実施する予定である。

### 2-4. JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか  
 (UNEP FIの定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等)

本フレームワークのSPTはGHG排出量削減と再生可能エネルギー導入率であり、主なインパクト分野は気候変動の緩和となる。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隸	児童労働
	データプライバシー	自然災害		
	健康および安全性			
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食糧	住居
		教育	エネルギー	移動手段
		コネクティビティ	文化と伝統	情報
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	その他の社会的弱者
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由		法の支配
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄
	インフラ			
	社会経済収束			
自然 環境	気候の安定性			
	生物多様性と 生態系	水域	大気	土壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度		廃棄物

住友生命の資産ポートフォリオには、電力、ガス、鉄鋼、化学といったGHG多排出企業が多く含まれる。事業セグメント、国・地域、バリューチェーンへのインパクトは、借入人の業種や事業形態によって異なるが、これらの多排出企業がGHG排出削減に取り組むことは、借入人のバリューチェーン全体への波及効果も高いと考えられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

(対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等)

住友生命は、2020～2022年度において、6,823億円のESGテーマ型投融資を実行しており、2023～2025年度中には7,000億円を実行することを目標として設定している。7,000億円のうち4,000億円を気候変動対応ファイナンスとして実行することを計画しており、サステナビリティ・リンク・ローンはこれに含まれる。脱炭素を目指す企業の資金調達を支援するものであり、マーケットに対する大きなインパクトが期待できる。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか  
(事業全体における重要性、戦略的意義等)

住友生命は「地球環境の改善」を同社の目指すウェルビーイングに貢献する重要領域の1つとして挙げ、GHG排出削減目標を設定している。本フレームワークのKPI/SPTを指標とした借入人のGHG排出削減に係る取組みは、同社のGHG排出削減目標の達成に直接貢献するものとなっており、同社の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいと判断できる。

住友生命は、ESGテーマ型投融資に係る環境面及び社会面インパクトの計測に取り組んでおり、その効率性についてもモニタリングがされている。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークに基づく調達資金を用いて実施されるプロジェクトにおいて、日本政府の補助金等の公的資金も活用される可能性がある。日本政府は2023年度から10年間、GX経済移行債として20兆円規模の国債を発行し、脱炭素社会への移行のために必要な投資として官民合わせて150兆円を促していく計画だが、本フレームワークに基づく融資はこの民間投資として活用されていく可能性がある。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

(対応不足の持続可能な開発ニーズへの取組み、SDGs達成に向けた前進等)

各指標はSDGsの17目標及び169ターゲットのうち、以下の通り複数の目標及びターゲットに追加的インパクトをもたらすものと考えられる。

---

### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界全体のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

---

### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう



**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組みを行う。

---

### 目標 13：気候変動に具体的な対策を



**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

### 3. 借入金の特性

#### 3-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

#### 3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

##### 〈評価結果〉

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に貸出条件等を変化する仕組みが作られていることを確認した。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、その妥当性、有意義性を確認する予定である。

### 4. レポート・検証

#### 4-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポートについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

#### 4-2. レポート・検証の概要と JCR による評価

##### 〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポート・検証は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

住友生命は、返済までの期間、設定した KPI の実績について、少なくとも年に 1 度報告することを借入人に求める。その旨は、金銭消費貸借契約証書に借入人の義務として規定する。また同社は、設定した KPI の実績について、可能な限りホームページまたは他の開示資料で開示するよう、借入人に対し求める予定である。

住友生命は、借入人による SPT の実績に関するレポーティングに際しては、KPI 1、KPI 2 の双方において第三者検証機関による検証を受けることを、金銭消費貸借契約証書に借入人の義務として規定し、検証報告書等の提出を求める。

以上から、全ての KPI の実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

#### 5. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

## VI. トランジションファイナンス貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

本フレームワークのトランジションファイナンスには、トランジションローン及びトランジション・リンク・ローンが含まれる。トランジションファイナンスとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組みを行っている場合にその取組みを支援することを目的とした金融手法であり、CTFH 等で定める要素を満たした上で資金調達を行う動きを支援するための資金供給として位置付けられる。トランジションファイナンスは、CTFH 等への適合性に加え、トランジションローンであれば GLP 等、トランジション・リンク・ローンであれば SLLP 等への適合性が求められる。

住友生命が、本フレームワークにおいて定めるトランジションファイナンスは下記の通りである。

- トランジションローン（企業向け融資）
- トランジションローン（プロジェクトファイナンス）
- トランジション・リンク・ローン（企業向け融資）

住友生命は、トランジションローン（企業向け融資）及びトランジション・リンク・ローン（企業向け融資）の場合においては、借入人がトランジションローンあるいはトランジション・リンク・ローンに係るフレームワークを策定済みであり、CTFH 等及び GLP 等または SLLP 等に対する適格性が認証機関による第三者意見書によって確認されていることを条件としている。この場合、住友生命が本フレームワークの構築を通じて構築した体制によって、適切にトランジションローンまたはトランジション・リンク・ローンの実行が行われると、JCR は評価している。

一方で、プロジェクトファイナンスにおいては、通常、プロジェクトの特定目的会社 (SPC) が借入人となるが、SPC がフレームワークを策定していることは稀であるため、トランジションローン（プロジェクトファイナンス）においては、借入人におけるフレームワークの策定は条件としていない。そのため、本章ではトランジションローン（プロジェクトファイナンス）について関連原則類への適合性を確認することとする。

住友生命は、トランジションローン（プロジェクトファイナンス）については、図 11 に示すフローチャートに従って認定可否の判断を行う。住友生命はプロジェクトファイナンスにおいては、原則として借入人またはプロジェクトの主たる出資者またはオフティカーの移行戦略を参照することとしており、この移行戦略について、認証機関の第三者意見書によって CTFH 等への適合性が確認済みであることを求める。ただし、借入人またはプロジェクトの主たる出資者またはオフティカーが CTFH 等への適合性が確認された移行戦略を持たない場合においても、対象プロジェクトへの融資が住友生命の戦略や目標における重要な施策であることが確認できる場合においては、住友生命の移行戦略に貢献するプロジ

エクトであることが確認されていることを前提に、トランジションローンの対象とできることとしている。

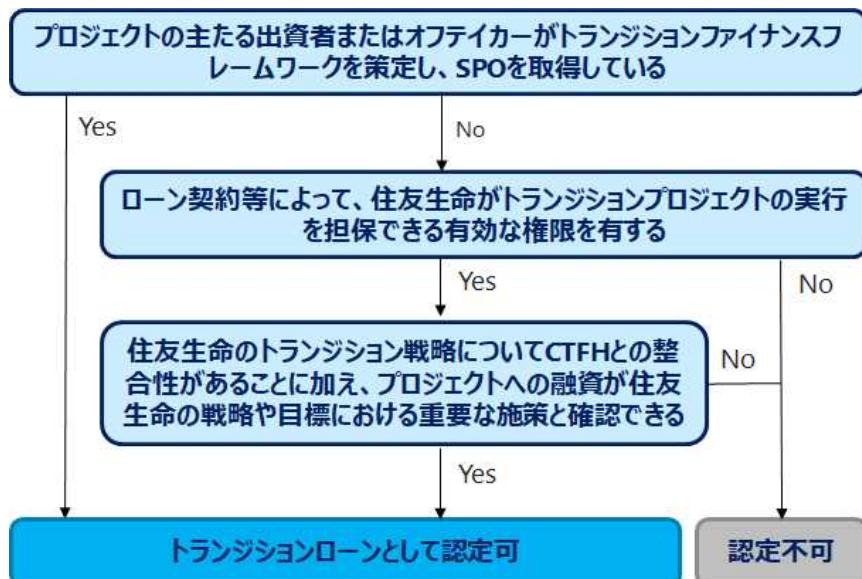


図 11 プロジェクトファイナンスにおけるトランジションローンの認定フロー<sup>18</sup>

本章では、本フレームワークに対する評価として、まず、住友生命のトランジション戦略が CTFH 等で定める要素を満たしていることを確認する。次に、トランジションローン（プロジェクトファイナンス）における貸出スキーム・実施体制が、関連原則類へ適合していることを確認する。最後に、トランジションファイナンスに係るフォローアップ体制について確認を行う。なお、IV 章及び V 章にて確認済みの項目については適宜、該当する章節を参照するものとする。

## 1. 住友生命の移行戦略の CTFH 等への適合性について

### 1-1. 評価の視点

本項では、住友生命の移行戦略が CTFH 等の求める下記の 4 つの要素について適合していることを確認する。

要素 1：発行体の移行戦略とガバナンス

要素 2：企業のビジネスモデルにおける環境面の重要課題であること

要素 3：科学的根拠に基づいていること

要素 4：トランジションに係る投資計画について透明性が担保されていること

<sup>18</sup> 出典：住友生命からの提供資料

## 1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

評価対象の現状については III 章参照。

### JCRによる確認結果

JCR は下記の通り、住友生命の移行戦略が CTFH 等の求める 4 つの要素すべてに適合していることを確認した。

#### 【要素 1】発行体の移行戦略とガバナンス

住友生命は NZAOA の「Target Setting Protocol」に基づき、気温上昇を 1.5°C 以内に抑制するというパリ協定の目標達成と整合した戦略及び GHG 削減目標を策定している。GHG 削減の長期（2050 年）目標としては「住友生命グループにおける GHG 排出量ネットゼロ」を設定し、中間（2030 年）目標には「住友生命グループの Scope1+2+3 を 2019 年度対比で 50% 削減」に加えて「住友生命単体の資産ポートフォリオの保有残高あたり GHG 排出量を 2019 年度対比で 50% 削減」としている。同社は投融資先との対話やグリーン・トランジションファイナンスを通じて、企業の脱炭素に向けた取組みを後押しとともに、再生可能エネルギー案件のインフラ投資等を通じた低炭素資産の積上げや投資用不動産の GHG 削減取組みによって、同社の移行戦略及び GHG 削減目標達成を目指すとしている。

住友生命の移行戦略の検討や情報開示に係る取組みは、グループ・サステナビリティオフィサーを議長とする「社会・環境サステナビリティ推進協議会」で、関連する会議体と連携の上実施される。取組み状況は経営政策会議で確認し、PDCA サイクルを回すとともに、取締役会に報告される体制となっており、気候変動対応の監視及び取組みを評価・管理するための組織体制が構築されている。同社の移行戦略は、サステナビリティ推進体制の中で毎年の PDCA サイクルを通じて必要に応じて見直される。

移行戦略やサステナビリティ推進体制については、サステナビリティレポート等の開示情報によって公開されている。

#### 【要素 2】企業のビジネスモデルにおける環境面の重要課題であること

住友生命は経営方針に基づくサステナビリティ重要項目の一つに「ステークホルダーとの信頼関係の構築」を挙げる。社会的な責任を果たすことによるステークホルダーからの信頼獲得を機会ととらえ、信頼関係の棄損によって社会的な存在意義を失うことをリスクとしている。カーボンニュートラル社会実現への貢献はステークホルダーとの信頼獲得につながる重要な取組みととらえており、トランジション戦略の実現は同社の環境面における重要かつ中核的な事業活動の変革に資するものとなっている。

### 【要素3】科学的根拠に基づいていること

住友生命の GHG 削減目標は、NZAOA が求める水準を満たすものとなっている。NZAOA の 2030 年目標の水準は科学的な根拠に基づいて策定されたものであり、IPCC 第 6 次報告書におけるオーバーシュートなし、または限られたオーバーシュートを伴う 1.5°C シナリオ適合したものである。

また、上述の通り、住友生命の GHG 排出量削減目標は、2050 年の長期目標に加え、中間目標を含み、GHG プロトコルにおけるすべてのスコープをカバーするものとなっている。Scope1,2,3 の排出量は同社が定める算定方法によって算定されており、算定方法及び指標に対する第三者保証を取得している。

### 【要素4】トランジションに係る投資計画について透明性が担保されていること

住友生命は、2023～2025 年度中に ESG テーマ型投融資について 7,000 億円の実行することを目標として設定しており、その内、4,000 億円を気候変動対応ファイナンスとして実行することを計画している。

カーボンニュートラル社会実現への貢献はステークホルダーとの信頼獲得につながる重要な取組みととらえており、トランジション戦略における GHG 排出削減目標の達成を通して、これを実現することを目指している。

また、住友生命はトランジションファイナンスを積極的に検討・実行していくとしている。トランジションファイナンスは、GHG 多排出企業へのファイナンスとなるため、一時的に同社資産ポートフォリオの GHG 排出量増加に繋がる可能性があるものの、中長期的には投融資先の排出量削減努力によって、同社の資産ポートフォリオのみならず、社会全体の GHG 減少に寄与することになると同社は考えている。

## 2. トランジションローン（プロジェクトファイナンス）貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

### 2-1. CTFH 等への適合性について

#### 2-1-1. JCR の評価の視点

本項では、住友生命がトランジションファイナンスを提供する際に実施する、発行体等の移行戦略の評価において、CTFH 等が求める下記の 4 つの要素について適切に評価がされる仕組みが構築されているかを確認する。

要素 1：発行体の移行戦略とガバナンス

要素 2：企業のビジネスモデルにおける環境面の重要課題であること

要素 3：科学的根拠に基づいていること

要素 4：トランジションに係る投資計画について透明性が担保されていること

#### 2-2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

借入人またはプロジェクトの主たる出資者またはオーナーの移行戦略を参照する場合に置いては、借入人またはプロジェクトの主たる出資者またはオーナーに対するヒアリングやフレームワーク・第三者意見書を確認の上、所定のチェックシートを用いて CTFH 等への適合性を確認する。住友生命の移行戦略を参照する場合における CTFH 等への適合性については、本章 1 節で確認の通りである。

CTFH 等への適合性の確認プロセスとしては、財務部にて、事前に所定のヒアリングシート等を用いて、借入人に確認のうえ、チェックシートを起票し、一次評価を実施する。運用企画部責任投資推進チームは、当該チェックシートの内容について、二次評価を実施し、責任投資推進タスクフォースマネージャーにて承認する。

#### JCRによる確認結果

住友生命はトランジションローン（プロジェクトファイナンス）においては、原則として、借入人またはプロジェクトの主たる出資者またはオーナーの移行戦略を参照することとしており、この移行戦略について、認証機関の第三者意見書によって CTFH 等への適合性が確認済みであることを求めている。借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オーナーが有効なフレームワークを持たない場合においては、CTFH 等への整合性が確認されている住友生命の移行戦略の中で、対象プロジェクトが重要な施策であることが確認できる場合においては、トランジションローンの対象とできることとしている。

CTFH 等への適合性の評価については、CTFH 等への適合性を確認することを目的としたチェックシートを策定し、このチェックシートを用いた 1 次を及び 2 次評価が実施される。評価結果は社内規定に基づくプロセスを経て承認される。

以上より、個別ファイナンスの CTFH 等への適合性について適切に確認がされていると、JCR は評価している。

## 2-2. 適格クライテリアの設定

### 2-2-1. JCR の評価の視点

本項では、トランジションローンの適格クライテリアについて以下の点を確認する。

- (1) 発行体等が、本ファイナンスの借入について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 発行体等内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- (3) 発行体等が、外部の専門家に意見を求めるこにより、自らのグリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト及び環境・社会方針を検証しているか。

### 2-2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

#### (1) 適格クライテリアの設定について

住友生命は、本フレームワークにおいて、トランジションローンの資金使途の対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）について、下記の通り定義している。

住友生命が定めるトランジション適格アセットリストに含まれるアセットであり、トランジション適格クライテリアに定める基準を満たすもの<sup>19</sup>

#### (2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

住友生命は、IV 章 2 節に示したネガティブな影響の確認及び緩和プロセスに加え、下記を実施することを、本フレームワークにて定めている。

トランジションローンの場合は、適格プロジェクトが脱炭素や炭素排出量の削減を長期的に目指す取組みであり、化石燃料へのロックインに寄与するものではないこと、また、「公正な移行」が必要な場合、借入人が取り得る施策については十分に計画に含まれていることを、借入人とともに確認する。

<sup>19</sup> トランジション適格アセットリスト及びトランジション適格クライテリアは非開示

(3) ネガティブ・スクリーニング

IV 章 2 節参照。

### JCRによる確認結果

住友生命は、プロジェクトファイナンス向け融資の場合は、同社が脱炭素社会への移行に必要なものと認めるトランジション適格アセットに対象を限定する。各適格アセットには別途トランジション適格クライテリアが設定され、日本政府の政策や産業セクター別技術ロードマップ、EU Taxonomy や NZAOA のポジションペーパー等を参考の上、詳細な基準を定めている。

また、本トランジションローンの対象となる案件すべてについて、IFC パフォーマンススタンダードに準拠する形で環境・社会に与えうるネガティブな影響に関して精査がされる予定である。IV 章で確認した内容に加え、化石燃料へのロックインに寄与するものではないこと、「公正な移行」に対して配慮がなされていること等の確認を実施する。

以上より、本フレームワークに基づくトランジションローンは、各種原則類や国際的な基準に基づいて設定された基準によって選定され、適切な手続きを経てリスクの精査が行われること、また、環境改善効果を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると評価している。

## 2-3. 実施体制とプロセス

### 2-3-1 JCR の評価の視点

本項では、トランジションローンにおける実施体制とプロセスについて以下の点を確認する。

- (1) 対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのトランジション適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) トランジションプロジェクトが環境改善効果/社会的便益とネガティブな影響の両方を与える場合、発行体等によりそのネガティブな影響の回避策または緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 住友生命の取引先がトランジションローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標（環境改善効果/社会的便益）、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境・社会面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

## 2-3-2 評価対象の現状と JCR の評価

### (1) プロジェクトの選定関与者

IV 章 3 節参照。

### (2) プロジェクト選定プロセス

住友生命は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのトランジション適格性に係る判断を行うプロセス
- ② GLP 等に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローンの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

### (3) ローン実行にあたっての必須条件

IV 章 3 節に記載の事項に加え、トランジションローンでは下記を必須条件としている。

- トランジションアセットの移行計画

### JCRによる確認結果

IV 章 3 節で確認した通り、本項で定められたプロセスは適切であると JCR は評価している。また、トランジションローン（プロジェクトファイナンス）においては、融資対象となるトランジションアセットについて、ロックインを回避し脱炭素に向けた移行計画を必須条件とし、化石燃料のロックインを防ぐ形を取っている。

## 2-4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

### 2-4-1 JCR の評価の視点

本項では、個別のトランジションローンについて以下の点を確認する。

- (1) CTFH 等が定める 4 要素への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているか。
- (2) グリーンローン 4 原則への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているか。

## 2-4-2 関連原則類における要求事項への対応状況

- CTFH 等

原則	住友生命の対応
条件等	<p>原則として、借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オフティカーが、認証機関による第三者意見書によって CTFH 等への適合性を確認されたトランジションファイナンスに係るフレームワークを策定していることを条件とする。CTFH 等の要素 1~4 への適合性はチェックシートを用いて下記に記載の内容を確認する。</p> <p>ただし、借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オフティカーが有効なフレームワークを保有しない場合においても、住友生命の移行戦略について CTFH 等へ整合性が確認されていることを前提に、対象プロジェクトへの融資が住友生命の戦略や目標における重要な施策であることが確認できる場合においては、トランジションローンを実行できることとする。</p>
要素 1:発行体の移行戦略とガバナンス	<p>借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オフティカーがパリ協定の目標に整合した長期目標、短中期目標、脱炭素化に向けた開示、戦略的な計画を含む移行戦略を有し、トランジションローンによる資金調達が、移行戦略の実現を目的とするものであることを確認する。また、移行戦略の実効性を担保するために、取締役会等による気候変動対応の監視、及び取組みを評価・管理するための組織体制を構築していることを確認する。</p>
要素 2:企業のビジネスモデルにおける環境面の重要な課題であること	<p>借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オフティカーは自社の事業におけるマテリアリティを特定しており、対象プロジェクトに係る取組みが、現在及び将来において環境面で重要な中核的な事業活動の変革に資するものとなっていることを確認する。</p>
要素 3:科学的根拠に基づいていること	<p>借入人またはプロジェクトの主たる出資者、オフティカーの移行戦略は科学的根拠のある目標に基づいて策定されており、パリ協定の目標の実現に必要な削減目標となっていること、地域特性や業種の違いを考慮しつつ設定されていることを確認する。移行戦略における目標は、2050 年の長期目標に加え、中間目標（短中期目標）を含み、長期間、一貫性のある測定方法で定量的に測定可能なものとな</p>

	っており、GHG プロトコルにおけるすべてのスコープをカバーする目標となっていることを確認する。
要素 4: トランジションに係る投資計画について透明性が担保されていること	移行戦略の実行に係る基本的な投資計画の透明性が可能な範囲で確保されており、投資計画に含まれる各投資対象により生じる成果と、移行戦略における目標が整合していることを確認する。

● GLP 等

原則	住友生命の対応
調達資金の使途	本章で確認の通り、住友生命は、同社が定めるトランジション適格クライテリアによって、明確な環境改善効果を認めることができるプロジェクトに資金使途を限定する。また、ネガティブな影響に対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことを確認する。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	住友生命は、取引先がトランジションローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	トランジションローンの実行前に、充当計画、追跡管理办法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、金銭消費貸借契約書等で定められていることを確認する。
レポートティング	資金充当状況及び環境改善効果のレポートティングについて、金銭消費貸借契約書及び関連契約の中で必要な情報が借入人の報告義務として規定されていることを確認する。 住友生命は借入人から報告された情報に基づき、年に 1 度以上資金の充当状況及び環境改善効果について開示する予定である。

JCRによる確認結果

JCR は、トランジションローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を住友生命が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるグリーンローンは関連原則類に適合していると評価している。

### 3. トランジションファイナンスに係るフォローアップ

#### 3-1. JCR の評価の視点

トランジションファイナンスにかかるフォローアップガイダンス<sup>7</sup>で対応が推奨されている下記の事項について、実施する体制となっているか確認する。

- (1) 移行戦略やその前提となる業界特性について、資金調達者と資金供給者の間で認識が共有されているか。
- (2) フォローアップが定期的に実施されるか。
- (3) 資金供給者はフォローアップにおいて、①移行戦略、②目標、③対象事業（資金使途特定型の場合）が適切に開示されていることを確認することとなっているか。
- (4) 上記①～③について、資金調達者の事業環境の変化を踏まえた対話が実施されることとなっているか。

#### 3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

##### (1) 実施事項

住友生命は、本フレームワークにおいて、企業向け融資におけるトランジションファイナンスに係るフォローアップにおける実施事項として下記を定めている。

- フォローアップに向けた事前確認事項（第三者意見書及び開示資料等で確認）
  - ✓ 資金調達者のトランジション戦略に対する認識の確認・共有
  - ✓ 資金調達者のトランジション戦略の前提となるシナリオや外部環境等の認識の確認・共有
  - ✓ 資金調達者の GHG 排出削減実績
- フォローアップ時の確認事項
  - ✓ 資金調達者の GHG 排出削減について、想定していた進捗と実績の差異の要因、具体的な取組み内容
  - ✓ 資金調達者の GHG 排出量実績及び削減取組み内容の適切な開示
  - ✓ 資金調達者の事業環境の変化を踏まえた、戦略・目標・対象事業に関する取組みと今後の方針

##### (2) 実施頻度

住友生命は、本フレームワークにおいて、トランジションファイナンスに係るフォローアップにおける実施頻度を下記の通り定めている。

原則、年に 1 回フォローアップを実施する

### (3) 実施体制・プロセス

住友生命は、本フレームワークにおいて、トランジションファイナンスに係るフォローアップにおける実施体制・プロセスとして下記を定めている。

財務部は、実施事項に記載のある内容について、第三者意見書及び開示資料等にて事前確認のうえ、フォローアップを実施する。実施内容については、運用企画部 責任投資推進チームに報告する。

フォローアップの内容については責任投資体制の中で、資産運用部門内での共有やレベルアップについて議論をし、計画策定や振返りを実施していく体制となっている。

### JCRによる確認結果

住友生命は、フォローアップにあたり、借入人の移行戦略やその前提となるシナリオや外部環境等について借入人の策定するトランジションファイナンスフレームワークや統合報告書等の開示情報、評価機関による第三者意見書等を用いて確認する。借入人に対する確認事項としては、移行戦略、GHG 削減目標、トランジションローンにおける対象事業が含まれ、現状の取組み及び借入人の事業環境の変化を踏まえた今後の方針に関する対話を実施する予定となっている。

実施頻度は、原則として年に1度としており、財務部にて上述の対応を実施する。実施内容については、責任投資体制の中で、資産運用部門内に共有され、フォローアップの方法や内容に関するレベルアップについて継続的に議論がされ、計画の策定・振返りを実施する体制となっている。

以上の通り、JCRは、住友生命のトランジションに係るフォローアップが適切な形で実施されることを確認した。

## VII. 結論

以上の考察から、本フレームワークが関連原則類と適合しており、本フレームワークを参考して実行されるファイナンスが、同様に、関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

(担当) 梶原 敦子・新井 真太郎・稻村 友彦

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、スマセイ・サステナブルファイナンス・フレームワークで定められたグリーンローン及びトランジションローンに係る方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はトランジションプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。

また、本第三者意見書は、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Market Association (LMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、スマセイ・サステナブルファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
- ・金融庁・経済産業省・環境省 クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わずに、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラ



スのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、プローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先  
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**  
Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号  
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル